

申 出 書 (業務提供誘引販売取引の記載例)

年 月 日

県知事 殿

勧誘が行われたり、契約や申込みを行った地域における都道府県知事又は消費者庁長官若しくは経済産業局長と記載してください。

氏名又は
名 称
住 所 県 市 町1-2-3
電話番号 - -

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適切な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。

記

1. 申出に係る事業者

所在地： 県 市 町 丁目 番
名 称： 株式会社

2. 申出に係る取引の態様

業務提供誘引販売取引

3. 申出の趣旨

別紙記載の通り

取引の公正や消費者の利益を害するおそれがあると認められる行為の内容について、誰が、いつ、何を、どのように行ったのか等を記載してください。

別紙は下記をご覧ください。

4. その他参考となる事項

契約書のコピー、サイトの広告画面を印刷した書面

【別紙】

年10月初旬、XのHPに、「サイドビジネス」「楽に利益が得られる」などと書いてあったので、資料請求した。届いた資料には、「当社が提供する商品販売代行業務として、『自宅や出先でも出来る簡単な電話対応やメールチェックの仕事を提供』」「常に市場調査を行い、その時最も売れる人気商品のみの取扱いですのでご安心ください。」と言うことと、「ホームページ開設費用とサポート代を合わせて80万円支払えば、1日最低15分程度の業務をするだけであなたも1ヶ月に30万円の利益は確実！1ヶ月に約50万円の純利益を上げている既存契約者がいます。」などと掲載されていた。

迷っていると、その数日後に、Xの営業担当者から電話があり、「業務は、自分のホームページを開設し、時間のあるときに1日数回ホームページをチェックし、宣伝や顧客対応を行い、当社に商品を発注し、入金確認をしてもらうだけの仕事です。」と説明を受けた。それでも迷っていると、「集客は全て当社の方でやるので、心配はいりません。月収は少ない人でも10万円、ベテランになると50万円は稼げますので、大丈夫です。」と言われたので契約する気になった。

同年10月下旬、申込書が送られてきたので、署名・捺印して送り返し、代金80万円をXの口座に振込んだ。契約前に、クーリング・オフについての説明はなかった。また、どのようなサポートがあるのかの具体的な説明もなかったし、説明用の書面も渡されなかった。

11月に入り、ショップサイトをオープンさせたが、サイトを見て注文してくれるお客は全く現れなかった。契約から2週間後に解除を申し出たところ、事業者から「契約から8日間を過ぎているので、クーリング・オフは認められません。」と言われてしまった。書面にもクーリング・オフは8日間と記載されている。

仕方なくその後、毎日パソコンの前に数時間座ってメールチェックの仕事をしてきたが、3ヶ月を過ぎた今でも毎月数千円程度の収入しかないので、解約について最寄りの消費生活センターに相談しているところである。他にも自分のような被害者がいると思うので、特定商取引法第60条の申出制度を利用したいと思うに至った。

X： 株式会社